

# 防護柵工事が無事完成しました。(最終号)

出張所情報12-6 でご紹介していた 車両用防護柵 & 歩行者自転車用柵の設置工事が無事終了しました。

幸いにも少雪シーズンでもあり、大きな工程の遅れもなく、予定どおりの工期内で完成に至っています。

工事中は、歩道規制や片側交互通行 等で、皆さまにご迷惑をおかけしました。最後までご理解ご協力をいただき、大変ありがとうございました。 m(\_ \_)m

## 工事完成状況

工事着手前



工事完成！！



# ～よくわかる!?【歩行者自転車用柵の規格】の解説～



▲技術係長?

基本的には、左に示すような冊子の基準を参考に、規格等を決定しています。  
中をよ～く読むと・・・

- ①【柵の高さ】：歩行者等の転落防止を目的として設置する柵の路面から柵面の上端までの高さは**1.1m**を標準とする。
- ②【形状】：歩行者自転車用柵は、ボルトなどの突起物、部材の継ぎ目などにより歩行者等に危害を及ぼすことのない形状とするなど、**歩行者等に配慮した形状を有しなければならない。**  
また、転落防止を目的として設置する柵の柵間隔は、**歩行者等が容易にすり抜けられないものとする。**

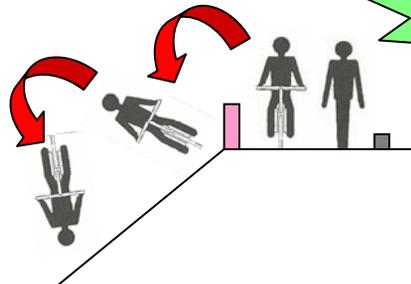


▲技術係長?

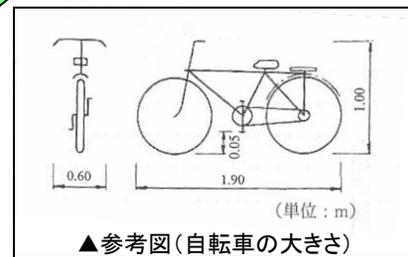
上の文章を図で簡単に示すと、  
こういうことです。



不慮の転落事故  
などを防ぐこと  
ができません。



柵高が不足  
していると・・・



▲技術係長?

最近では、右のような管理  
瑕疵を問われる事例も見受  
けられます。  
【たかが柵、低い高さのも  
のでもあればいいだろう】と  
いう甘い認識のままで、行  
政の責任が問われるケース  
もあるということです。

## 【道路施設不備(管理瑕疵)に関連する事例】

2006年5月、〇〇府△△市の市道を歩行中の30歳代の女性が、市道脇の高さ約50cmの柵を越えて約3m下に転落。頸椎を損傷して四肢が麻痺する後遺症を負う事故が発生。  
××地方裁判所は市道の管理に瑕疵(かし)があったとして△△市に2008年2月19日、約2000万円の支払いを命じた。  
△△市は、判決を不服として控訴。

本工事では、高さ不足の危険箇所のみを、規格を満たすものに更新しています。  
 つまり、歩行者・自転車に対して、管理瑕疵につながりかねない転落危険箇所を解消する工事でした。  
 決して、「まだ使える白色タイプの古い柵を、景観色の茶系の柵に更新した」というような税金の無駄  
 使い的な事業ではない ということをご理解願います。 <(\_ \_)>

\* 瑕疵(かし)・・・法律上、なんらかの欠点や欠陥のあること。

たとえば公共施設等であれば、裁判などで瑕疵として認められると、管理者(行政等)の責任となります。



白色タイプの柵でも、転落事故を防げる十分な高さがある箇所は、引き続き大事に使い続けます。



## 工事現場周辺では、ボランティア活動や地域行事への協力も実施しています。



工事の合間に、地元の保育園(3ヶ所)を訪問し、節分の豆まき行事の【鬼役】のお手伝いをしました。



工事現場周辺では、清掃作業を行っています。



わかりやすい工事看板や、案内チラシを作成・配布し、現場のイメージアップに努めました。



工事を担当した(株)柿崎工務所の関係者の作業前ミーティング中の一コマです。  
 受注後に速やかな現地調査を実施していただいたおかげで、私たち発注者側も早めの構造決定の判断ができ、所定の工期内で無事終わることができました。  
 ご苦労様でした。

m(\_ \_)m

★施工業者を代表して最後に一言★



▲(株)柿崎工務所  
 相馬 さん  
 (現場代理人)

工事期間中は、道路の交通規制等により、皆さまにご不便をおかけしました。ドライバーや住民の皆さまのご理解ご協力により、無事に工事を終えることができました。  
 この工事で、車や自転車などの転落危険箇所を改善することができましたので、今後も引き続き、交通安全運転のマナーを守りながら、大事に道路をご利用下さい。



▲(株)柿崎工務所  
 高橋 さん  
 (主任技術者)

皆さまのご理解ご協力により、工事がスムーズに進み、完成することが出来ました。本当にありがとうございました。  
 今後も、出来映えの良い工事完成を目指し、いろいろ工夫してまいります。工事以外のボランティア活動等でも、地域の手助けができればと考えていますので、今後も他現場で何か協力できることがありましたら、よろしくお願いいたします。

今後も発注者(国土交通省)と請負者(施工者)の相互協力のもと、安全第一で作業を行います。  
 お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡ください。

道路に関するご意見・質問、出張所通信の感想など  
 どんどんお寄せ下さい！

国土交通省 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/>

〒999-4221  
 山形県尾花沢市尾花沢字田町143-1  
 TEL. 0237-23-2521  
 FAX. 0237-23-2523



3月の出張所通信

- 3-1. 防雪柵設置工事が無事完成しました。(最終号)
- 3-2. 除雪作業を密着取材！！車道除雪編
- 3-3. 降雪・積雪データを発表します